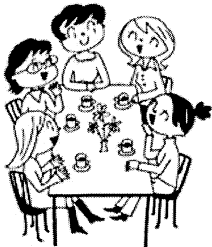


税務調査：税務署動き出す

納税者の権利を学び立会いを強化してたたかおう

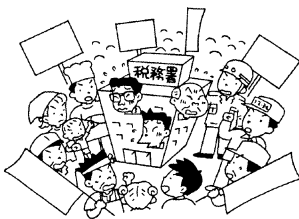


札幌市中央区
南1条西14丁目
TEL281-2808
FAX281-2832
ホームページ
<http://www.tyu-min.com>
Eメール
info@tyu-min.com



支部・班で対策会議を開こう

支部・班を中心に、税務署の動きや納税者の権利、立会いの必要性等を学びあひましよう。また、参加者で会員役や税務署役、立会い役等の分担しながら、コミュニケーションをしてみよう。



中部民商には現在、2人の会員に税務調査が入っています。長引く不況で営業と暮らしが厳しい中、税務署の徴税攻勢はますます激しさを増しています。不法・不当な税務調査を打ち破るためにも、支部・班で学習会を開き立会いを強めてたたかひましよう。

事前通知・調査理由を明らかに

前回のニュースでも紹介していますが、事前通知が法制化されています。今回の調査でも事前に電話で調査日程を伝えるケースと、営業時間前に突然お店に来るケースがあります。国会でも「調査開始日までの相当の余裕を置いて行う事になる。事前通知の実施にあたり、納税者の家の前で事前通知の電話をして往訪するというふうな運用は考えたくない」（国税庁次長）と答弁しています。合わせて、調査理由を開示させる事も重要です。税務署は「所得金額が正しいかどうか確認に来た」としか言いません。これは調査の目的であって理由ではありません。税務署が調査に来るにはそれなりの理由があるはずで、納得いくまで確認し、納得できない場合は後日改めて問い直すようにしましよう。

立会いは納税者の権利

立会いは「税務署員の密室の犯罪」を防止するものであり、憲法13条・31条の「適正手続き」を確保するために不可欠なものです。立会人をお願いするかどうかは、納税者が自ら決めることであり、税務署がとやかく言う筋合いの問題ではありません。税務署員は「守秘義務」を理由に立会人を排除しようとして、改正された国税通則法にも「立会人を置いてはならない」とは明記されていません。税務署の不当な要求に負けず堂々と立会人を主張しましよう。

☆共済会：レクリエーション☆

日程：9月1日(日) 午前8時30分集合
場所：ニセコ・ヒルトンニセコビレッジ
内容：体験型アトラクション・温泉・昼食(バイキング)
定員：50人
持ち物：参加費(お金)・お風呂道具・虫よけ他
費用：共済加入者2,000円 ※7,400円のところ
(未加入者4,000円) (バス・昼食・入浴・アトラクション入園料・保険料込)

※参加される方は8月23日(金)までに連絡を(定員になり次第締め切りますので、早めに申し込み下さい)
※車内での飲酒は禁止とさせていただきます。ご理解とご協力をお願いします

ホームページリニューアル 中部民商活動ブログも開設

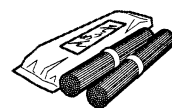
HPをリニューアルし、ブログも開設しました。各支部・班での取り組み等、どんどん書き込んでください。

HPアドレス <http://www.tyu-min.com/>
活動ブログ <http://blog.livedoor.jp/sapporotyumin/>

民商会費の納入について

民商は会員の皆さんが納める会費と商工新聞代のみで運営しています。毎月15日までに納入をお願いします。合わせて会費を事務所に届けて頂くようご協力をお願いします。

小豆島手延バターメン発売中



大：2200円

今年もソーメンの美味しい季節がやってきました。「お店のチャームに出したい」「取引先へのお中元に使おうかしら」とたいへん喜ばれています

残りわずかです。注文は民商事務所まで